（群馬大学名誉教授）
正四位に叙する
大塩　荘一
下境　佑助
従五位に叙する（各通）
會見　芳穂　大井　康
奥田　浩雄　陸井　豊一
正八位
正六位に叙する（各通）
加畑貞一郎　佐藤　新一
武田　直　古川　敏彦
従六位に叙する（各通）
高井　伊助　中川　辰雄
古谷　欽三　前納八重治
正七位に叙する（各通）
（准陸尉）
従七位に叙する（以上九月二十五日）
（京都大学名誉教授）
正四位に叙する
（国立大学法人職員）
従四位に叙する
江口　喜一　上妻　宗正
武井　勝利　芳木　宏行
従五位に叙する（各通）
赤沼　藤吉　池田　克已
鈴木　博　田島　淮一
福滿　勇
正六位に叙する（各通）
荒川　忠靜　川島　秀隆
栗城　昌也　篠野　竹秀
田中　敦子　永井　鐵夫
従六位に叙する（各通）
今川　孝　上原　勉
柿平　聡　川上　俊夫
鈴木　廣司　前田　昇
正七位に叙する（各通）
水迫　京作
原　滿洲雄
従七位に叙する（以上九月二十六日）
大國　昌彦
従三位に叙する
加藤　贊一
従五位に叙する
齊田　和美
従六位に叙する（各通）
松田　圭生
正七位に叙する（以上九月二十七日）
岸　紘一郎
梶田　洋充
南　哲男
従五位に叙する
下境　佑助
従六位に叙する
大竹　達雄
高橋　典男
戸塚　賢仁
従七位に叙する
竹内　敏之
星川　光雄
新田美佐男
森田　茂
若松　英二
従七位に叙する（以上九月二十五日）
西田　龍雄
正四位に叙する
（国立大学法人職員）
山内　清語
従四位に叙する
高原　景郁
従五位に叙する（各通）
奥野　榮治
花岡　正
川東　義治
清　建三
李野　賴信
海原　進
佐藤　幸吉
渡部　勝善
水迫　京作
大國　昌彦
加藤　贊一
齊田　和美
原　滿洲雄
松田　圭生
従七位に叙する（以上九月二十七日）
武政　邦夫
勝間田文一
梅北　惠子
従六位に叙する
芳木　宏行
木村　隆美
正七位に叙する（以上九月二十八日）
堀　格太郎
従四位に叙する
及川　角壽
従五位に叙する（各通）（以上九月二十九日）
風祭元三郎　夏川　恒治
正七位に叙する（各通）
橋本　勇
従七位に叙する（以上九月三十日）

○叙勲

（瑞穂市議会議員）
旭日小綬章を授ける
山田　隆義
脇川　公一
旭日双光章を授ける
芹口　昭男　平尾　嘉照
旭日単光章を授ける（各通）（以上九月二十四日）
井芹　知道　藤田　貫一　若松　明
旭日単光章を授ける（各通）（九月二十五日）
荒川　忠靜
旭日双光章を授ける
菊池　祐正
旭日単光章を授ける（以上九月二十六日）
（名古屋大学名誉教授）
黒田　義浩
（群馬県立女子大学名誉教授）
水野　義一
瑞宝小綬章を授ける（各通）
金井　久芳　佐野　光行
松岡　林衛　三田村喜久雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
家永　安志　兼田　和男
黒木　徹　新海　正樹
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二十四日）
（群馬大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける
會見　芳穂　伊輪　靜夫
大塩　荘一　奥田　浩雄　岩崎　初美
下境　佑助　高橋　典男　陸井　豊一
中川　辰雄　星川　光雄　戸塚　賢仁
南　哲男　前納八重治
瑞宝双光章を授ける（各通）
古谷　欽三
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二十五日）
（国立大学法人職員）
山内　清語
瑞宝中綬章を授ける
芳木　宏行
瑞宝小綬章を授ける
上原　勉　柿平　聡　川東　義治
篠野　竹秀　佐藤　幸吉　鈴木　博
武井　勝利　田島　淮一　田中　敦子
永井　鐵夫　前田　昇
瑞宝双光章を授ける（各通）
川島　秀隆　齋藤　貞子
藤本　公一　水迫　京作
瑞宝単光章を授ける
（各通）（以上九月二十六日）
加藤　賢一　齊田　和美
原　滿洲雄　松田　圭生
瑞宝双光章を授ける（各通）（九月二十七日）
木村　隆美
瑞宝双光章を授ける（九月二十八日）
砂子田　實
瑞宝小綬章を授ける（九月二十九日）
風祭元三郎　夏川　恒治
瑞宝双光章を授ける（各通）（九月三十日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十月二十八日チェコ国の国祭日につき、同月二十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、十月二十九日ルワンダ国の共和国創立記念日につき、同月二十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第１項の規定による監督命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年10月30日

国土交通大臣　羽田雄一郎

１　監督命令をした年月日　平成24年10月12日
２　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　株式会社都市居住評価センター　東京都港区虎ノ門１丁目１番21号　代表取締役社長　東　昭雄
３　監督命令の内容　確認検査の業務に従事する確認検査員が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合しない不十分な審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を平成24年11月12日までに提出すること。また、この命令の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに当職に報告すること。
４　監督命令の原因となった事実　指定確認検査機関である株式会社都市居住評価センターが行った確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、当該建築計画が法第20条（構造耐力）の規定に適合していないことを見過ごし、確認済証を交付させた。また、別の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、当該建築計画（第二種中高層住居専用地域内に３階以上の部分を自転車駐車場の用途に供する建築物を計画）が法第48条第４項の規定に適合していないことを見過ごし、確認済証を交付させた。

建築基準法（昭和25年法律第201号。）第77条の30第１項の規定による監督命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年10月30日

国土交通大臣　羽田雄一郎

１　監督命令をした年月日　平成24年10月12日
２　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　株式会社国際確認検査センター　本社　大阪府大阪市中央区北浜３丁目７番12号　東京支店　東京都中央区八重洲２丁目４番６号　阪神支店　兵庫県西宮市今在家町３番６号　九州支店　長崎県長崎市元船町14番10号　東北支店　宮城県仙台市青葉区中央１丁目６番23号　代表取締役　山田　耕藏